

九州・沖縄初！プラチナくるみん認定企業 株式会社 佐賀共栄銀行を認定！！

佐賀労働局は、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に基づき、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けた企業のうち、より高い水準の取組を行った企業として、平成27年6月に**株式会社 佐賀共栄銀行（佐賀市）**を「特例認定（通称：プラチナくるみん）企業」に認定しました。**九州・沖縄地区としては初**の特例認定企業となります。

◇佐賀労働局内にて、特例認定通知書交付式を行いました。
（平成27年6月22日）



株式会社 佐賀共栄銀行の二宮取締役頭取（左）と
田窪佐賀労働局長

◇認定企業の紹介

株式会社 佐賀共栄銀行

代表者：二宮 洋二 所在地：佐賀市

労働者数：453人（うち、女性197人）

主な取組内容

- ◇子が生まれる行員について、健康保険証等の手続きが本部人事部に提出される際、休暇の説明を行い、取得を促進するとともに、子が生まれてしばらく経っても取得しない行員に対しては、所属長から取得に向けての声掛けを実施。その結果、男性行員の育児休業取得率が48%となった。
- ◇「働きやすい職場環境づくり」について、全行員を対象としたアンケートを実施し、調査結果を踏まえ、育児休業からの復帰後の業務等への不安解消を目的とした「育休復帰者トレーニング」を実施。また、女性の役席、管理職を増やすための取組として「女性活躍推進の会」を27年1月に発足し、女性行員のキャリア形成支援に継続して取り組んでいる。

特例認定（通称：プラチナくるみん）制度とは？

プラチナくるみん認定制度は、平成27年4月1日施行の改正次世代育成支援対策推進法によって創設され、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けた企業のうち、より高い水準の取組を行った企業が、認定を受けられる制度です。

認定を受けた企業は、認定マークを商品、広告、求人広告などに付け、子育てサポート企業であることをPRでき、一定の要件を満たす場合は、税制上の優遇措置を受けることもできます。



特例認定マーク「プラチナくるみん」

※マントの色は12色あり、選べます。

プラチナくるみん認定を受けるには、くるみん認定企業であることが必要です

企業が、従業員の仕事と子育ての両立を支援するための一般事業主行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の基準を満たした場合、申請を行うことにより「子育てサポート企業」として厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の認定を受けることができます。

まずは、子育てと仕事との両立を支援する職場環境をつくりを進めていくことで「子育てサポート企業」としてくるみん認定を目指しましょう。



認定マーク「くるみん」



お問い合わせ先 佐賀労働局雇用均等室 ☎0952-32-7218